# 四只日祖 安心保証 賃貸保証委託申込書

記入漏れはございませんか?「本人確認資料」とともに

FAX	03-	624	0-3	381	までFAX ください。
-----	-----	-----	-----	-----	----------------

FAX 送信方向	

個丿	用	お客村会社名	羨がお申込さ ≧(乙)	される		<b>5</b> 31/%	ートナーズ	○ 東京都新宿区内 ・ 新宿住友ビル4	西新宿2-6-  8階	1		[JC]	申込日		 西暦		ź	E	F	]	日
	代	代理店名 株式会社アイオコーポレージ							- \$ , -	, `,				28-28-2038				3823	3-OO(	)	
管理	代理店		話番号)	株式会社アイオコーポレージ TEL: 0798-34-0505									担当者	名							
<b>/</b>	用途/	/プラ:	プラン □住居用 □事				事業用			□駐車場/コンテナ											
介	初回保証料		,	50	%		100 %			100							%			%	
会社	(最低	(最低保証料) (		25	25, 000 <sub>円</sub>			( 50, 000 <sub>m</sub> )			4, 000 <sub>m</sub>			(	円)			9)	(		円)
管理/仲介会社様(代理店様)記入欄	更新保証料 月払の場合:月額保証料 (最低保証料)			000	0円/	′毎年	20, 0	20,000円/毎年			400円/毎年										
様	 引落 手数料	■■■ ≰送金 斗(税込	)		330	円/毎月	330 円/毎月				なし四/毎月			円/毎			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
熨し	-		リガナ																		
欄		物1	件名称																		号室
	契	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T																			
	契約条件				敷	金	<b></b>	礼金 保				敷引		入居予定		百 西暦					
	午	初!	朝費用	円			円		円				円	(入居中の場合は 保証開始予定日)				年	月	日	
		43	Entral Andr		①家	<b>で賃</b>	②管理費•共益費		(	3駐車場			④その他		毎月の賃料等		1+2+3+4		3+4		
		舅	料等			円		円			円			円	合計額	Į					円
		フリガナ 固定電話																			
		ŧ.	名前											携	携带電話						
申以	生年月日				西暦	年	月	B 1			性	E別	□男 □女			国籍					
お申込者様記	入居		.往所	₹																	
記 入 欄	者 (お	ぉ	<b>名</b> 称							雷雪				電話番号							
欄	有(お申込	勤し		=											аш у						
	者	お勤め先 (学校)	所在地																		
		<u>(8</u>	□公務	<b>务員</b>	□ 会	社員	会社役員	□派遣		自営業		パート・	アルバイト		]年金受給 		]無職(				] 学生
			住まい		□賃	貸 <u></u>	社宅・寮	□自己剂	析有	□家族所有    居住年									年 月		
		お引	越し事由										月収	! 						万	<del>"</del>
			いかにチェ <sup>・</sup> リガナ	ックく	ださい	□緊急連絡	先のみ □	] 連帯保証人兼	(原賃	貸借契約	約上)	□親権	者								
	緊														定電話						
	緊急連絡先		お名前									帯電話									
	筅	生:	生年月日         西暦         年         月         日         性別					E別	□男□女  国籍												
		ご住所																			
İ	入	いずれ	1かにチェックください □契約者含め入居 □契約者以外入居 人数										人								
	入居者	フリ:	ガナ	性 □男 生年月日 西暦					西暦	É	<b>▶</b> 月		ы	契約	者との続柄						
	(お申込	() お お名前 申					携帯		帯電話							職業		□ 無職(学: □ 就業中()		口 年金 円)	
	込 者	フリガナ					性	□男			西暦				≢刀⊻		者との続柄	370	1 37		
	岩以外)	お名	お名前						別					年 月			B	職	□無職(学	主・主婦含)	□ 年金
		携帯電話														業	□ 就業中()		円)		
	備 考																				
	• 私(日	申込者・賃	借人)は、表	面記載の	の保証料及	びその他の費用	<ul><li>裏面および別</li></ul>	紙記載の「個人情	報の取扱り	こ関する同	意条項   「	信用情報の	の取扱								一一
	に関 につ	する同意 いては別	条項」「保証! 紙リーフレッ!	委託契約 ト「賃貸	約※」の条項 保証委託契	質に同意の上、賃 約をお申込(ご	貸保証委託契 契約)されるお	約を申し込みます 客様へ(賃貸保証:	。(※「保証 委託契約に	委託契約 関する重要	」条項の抜 要事項説明	粋した重要  書)」に記	要事項 載。)		ジットカード	をお持	きちです	か?	□YES	□NO	
	ため	に利用さ	れることに同	意いた	:します。			または契約の事実 こなり、また契約を					5	込者様 学名							
								ては一切お答えで					~( <u>[</u>	(筆)							

## 保証委託契約

私(質借人、以下「甲」という)と株式会社いえらぶパートナーズ(以下「乙」という)は、以下のとおり、賃貸 保証委託契約(以下「本契約」という)を締結します。本契約は、賃貸保証委託契約曹(以下「本契約曹)と いう)に記載されている物件(以下「本物件」という)に関する賃貸借契約(一時使用契約・利用契約を含 む、以下「原契約等」という)に置づくものとします。

## 第1条(保証委託)

- 1.甲は乙に対し、原契約等に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託します。 2.甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者(使用者/利用者)が原契約等の連帯保証人であることが条件となります。ただし、乙が連帯保証人を不要とする旨を認めた場合は、この限りではありませ
- 心。 3. 賃貸人またはその代理人が本物件を第二者に売却した場合、本契約は終了します。ただし、新賃貸人 及び乙が保証継続を希望し、保証約款に同意の上、乙所定の手続きを行った場合は、本契約を継続す
- ることができます。 4. 本契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本契約を締結(署名・捺印)し、甲が初回保証料(事務 手数料を含む)を支払ったときに成立します。また、甲は本契約成立の条件として、預金口座振替依頼 書を乙に提出します。

## 第2条(保証料)

#42来(Kaller) 1.甲は、本契約書記載の保証料(初回保証料(事務手数料を含む)、月額保証料、更新保証料等)を、乙の

- 中は、本契約書記載の保証料(初回保証料(事務手数料を含む)、月額保証料、更新保証料等)を、乙の定める方法により支払います。
   月額保証料に関しては、本契約書記載の契約始期日の翌月から、甲は、本契約書記載の金額または本契約書記載の算出方法により開出された金額を、乙に支払うものとします。
   3. 賃貸人は、甲に代わって保証料支払債務を支払うことができます。この場合、これに基づく求債権を甲に対して行使しないものとします。
   4. 原契約等が中途解約され、本契約が解約された場合でも、甲は、保証料並びに賃料等の返還を請求で
- きません。

## 第3条(契約期間)

1.本契約の契約期間は、契約締結日より、原契約等の解約または解除される日までとします。

## 2.原契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本契約は終了します。

- 2.原契約等が終了し、明显しが完了した場合には、本契約は終了します。 第4条(保証額) 1. 乙は、原契約等に明記されていることを条件として、次の各号に該当する債務について保証します。 (1) 原契約等に明記されている。契約始明日以降に発生した減價・健主費(土柱費)・駐車場代・変動費 等(以下総称して「賃料等」という)。ただし、本契約曲に明記されているものに関ります。 (2) 原契約等の解除後における本物件の明認し義務不履行によって生した。賃料等担当損害金。ただ し、第3条2項の明認し場了の日を以って関料等相当開金金に対する保証は終了します。なお、明 ま日の「四部等制度を無格者、基礎とは、配配用の実行的なも必用し、ご参析するよう以上ます。
- 渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の実日数を分母として計算するものとします。

- 選月の日朝資料等を計算する場合は、明潔月の実白数を分母として計算するものとします。
  (3)原契約等を解除性し施整領(南南を含りの規管物がある場合の数法 保管・廃棄費用。
  (4)前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
  (5)その他、乙が相当と認めたもの。
  (2)とは、原契約等の開助途で本足契約を締結する場合、本契約締結前に既に未払賃料等が発生している甲については保証しないものとし、本契約締結後に当該債務の存在が発覚した場合は、契約後の資料等を含め、全額免責とします。
  第5条(変更について)

  1.本契約内容に変更が生じた場合、甲は、資資人またはその代理人を選じ、乙に対して速やかに変更内容を開いませればならないとのとします。

- 容を届け出なければならないものとします。
- 2.前項の変更内容は、乙の承認後に変更されるものとします。

## 第6条(定期借家契約等)

- 原契約等で転貸が認められている場合であっても、入居者、使用者、利用者が変更となった時点で本

1. 原英的等で転貸が認められている場合であっても、入居者、使用者、利用者が変更となった時点で本 契約は接了します。 2. 原契的等がや途解的を認めていない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件を明渡した日を以って、本契約は終了します。 第7条(保証何務の服行) 甲が、原契約等に基づく情務の履行を遅延した等の理由により、乙が、賃貸人から保証債務の履行を求められた場合は、本的件の明度しが完了し、全ての債務が確定した後に、乙は、甲に対して事前に適利をすることなて、賃貸人に対して保証債務を履行することができるものとします。 等の条(均理体系数)

## 第8条(求償権の範囲)

1. 乙が保証債務を履行したとさは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による羅庭指書金並びに弁済のために関した諸預再を支払ものとします。
2. 甲は、前項に加え、乙が負担した求保権の案行または保全のために要した諸費用及び明波しに要した諸費用(裁判費用や做去・保管・廃棄費用等)を乙に支払うものとします。
第9条(情報運搬)
甲は、本契約に基づき乙が取得する求保権を、乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。
第10条(審約取費)
野が次の各号に該当する事由か生したときは、乙は甲に対し、保証債務の履行前であっても事前に求保を充分権力をよりが含えるからします。

権を行使することができるものとします。 (1)甲の破産手続き開始の決定を受け、賃貸人が該当する破産財団の配当に加入しないとき。

# (2)原契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

(2) 原契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。 第11条(**協会等例)金の取扱い**) 原契約等に基づいて甲が質貸人に預託した敷金等の預り金については、本物件の明渡し完了後、甲の未 払資料等及び原状回復毎用に充当した後に余割が生じた場合、甲が乙に支払うべき未払債務に充当さ れるものとします。 第12条(国際死等への連絡)

- 第12条(護務先等への連絡) 1.乙が中の吊ぎまたは携帯電話に連絡をしても甲との連絡が取れず、法令上認められる場合やその他 正当な理由がある場合、乙が甲の動務氏または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い 合わせすることについて、甲は予め承諾します。 2.甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目
- の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることはできません

の別明を目が3月末四回間での間で、例の明みですることにとなってい。 第13条(本种件の立ちより) 乙は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性 がある場合には、甲の承諾なしに本物件の室内に立ち入ることができます。

第14条(連絡要請) 甲は、原契約等に基づいて発生した資料等を滞除したときには、こに対して速やかに連絡するものとします。またこは中に対し、原契約等で敷金等の預り金を差し入れているか否かに関わらず、物件の原に手紙を挟む等、連接要請に関する適切な措置を買しることができます。ただし、物件の入遺室を排除するような物理的な措置に関いないものとします。

## 第15条(明渡しの成立)

- 甲は、原契約等の解除後、以下いずれかの各号に該当した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすこ とに同意します。
- (1)郵便物の状況、電気・ガス・水道の利用状況等から、甲が本物件において退去したことが明らかに認 められるとき
- (2)本物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡しをされたことが認

- (ス/本物計・の原/ア員ス/に返加されにこさ、または本物計の至り方に直かれ、可源しをされたことが められるとき。 第16条(動産類の扱い) 1、第15条(開ウす本物件の明潔しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し ます。また、甲は、乙が当該動産類を勝去(搬出/運搬)・保管・廃棄することに何ら異議を申し出ないも
- のとします。 2. 前項において乙が残置動産(車両を含み、ゴミ類は除く)を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上を経 週したときは、乙は甲に対して事前通知することなくこれを処分・譲渡することができます。 3.甲は前各項に関して発生する一切の費用を負担します。

- 3. 甲は前島頂に関して発生する一切の費用を負担します。 第17条(原製的等の解除) 甲の合意がある場合、または法令上認められている等の正当な事由がある場合は、乙は甲に代わり原契 約等を解除することができます。 第18条(簡性の承維) 1. 甲の死亡等により債務の履行ができなくなった場合について、賃借権を正当に承継した同居者あるい は親族がいる場合は、乙所定の手続を行うことにより、本契約期間終了まで、当該承継人との間で本 契約を解除するた。だができるためとします。 契約を継続することができるものとします。
- 2.前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再締結し、自身の名義の預金口座振替依 頼書を提出するものとします。

## 第19条(集金、送金、保証金の前払い)

- 新書を設立するものとします。
  第19条(集金、基金、保留金の前払い)
  1. 甲が原契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙が行います。なお、集金・送金 業務(本条章 6回記載の軽金の前払いを3分割しては、こが乙の固有の資産や他の業務に 実務(本条章 6回記載の軽金の前払いを3分割して、自己信託証書に基づき管理する自己信託口座を 使用します。
  2. 集金は、飛金口座無替規定に基づいて、預金口座からの引落しにより行います。また、月払いブラン (月銀保証料を支払うブラン)を契約した甲(入居者)に限り、クレジットカードによる支払いも選択 できまず(クレジットカー学とがごかるからシットカード会員規約に定い決済するものとします)。な お、利用できるクレジットカード及び口座は、原則甲名盛のものとします。また、集金の方法を問わず、 賃料等の引溶・送金手数料は、甲が負担とするものとします。※月払いブランを契約した場合でも、乙 の代理店業務を行う不動産業事者によっては、クレジットカード内用できない場合があります。 3. 賃料等の引溶日は、毎月27日(金融機関が休棄日の場合は翌営業日)とします。 4. 甲がクレジットカードはる支払(クレジットカード会社の定めるクレジットカード立い登録を行 うことで、クレジットカードによる支払(クレジットカード会社の定めるクレジットカードにより決済できない場 合には、自動がに発金口集から可湯(による支払しを利用するものとします)。 5. 乙は、集金した賃料等の賃貸人への送金を「保証契約書または保証的款(に雇ういた可)を 5. 乙は、集金した賃料等の賃貸人への送金を「保証契約書または保証的款(に雇ういたで)します。 5. 第3項の明日に弓径しができなかった場合は、乙が、賃貸人に保証金(未物業料等相当額)を割払いします(なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の財産しが死了し、そこの債務が確定し

- ます(なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明濃しが完了し、全ての債務が確定し た後に保証債務を履行するものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未 納賃料等を弁済するものではありません)。また、引落結果の内容により、次回以降の引落しを止める
- 場合方かります。 ・ 前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納資料等及び再請求率務手数料660円(税込)を支払う ものとします。支払方法は、金融機関での搬込またはコンピニエンスストア等での払込によります。 ただし、搬込と払込に要する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、月餅保証料、更新保証料、引 洛、送金手数料等の合計が30万円を超える場合にはコンピニエンスストアで使用できる払込票はを
- 行されません。 8.甲が未納賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然 に充当されるものとします。ただし、支払時期の古いものから順に充当します。
- (1)保証料等、乙に対する債務
- (2)未納賃料等

- (2)末続資料等 (3)その他の観芳 甲が本契約締結時に賃料等を支払った月(期間)と振替開始によって乙が賃料等を集金する予定の月 (期間)との間に、賃料等未払月(期間)が発生する場合、乙が賃貸人に対し、当該賃料等未払月(期 間)の賃料等相当額の保証金を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づして、 条第「項と同様の方法により当該来払賃料等を支払うものとします。ただし、甲は、請求と入れ違いに 賃貸人に当該賃料等を支払っているときは、その旨をこに適知するものとします。
- 10.甲が保証料の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対し、その額及びこれに対する年14.6%の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

- よる運転構善金並びに請求のために悪いた費用を支払わなければならないものとします。
  11、甲が預金口座からの引落しによる支払いを12ヶ月間継続して一度も行わなかった場合、甲は、乙に対し、預金口座振替依頼書を再度提出するものとします。
  第20条(譲求書や支払替促状等の郵便物の選戻等)
  12.次、甲指定の任所に郵送した。 ※到着すべきときに到着したものとします。
  2.同一集金口座で郵便物の送付先任所が複数有る場合には、乙は、甲の承諾無く送付先住所をそのうちの一つ定要する場合があります。
  第21条(反社会的勢力の排除)
  1.甲は乙に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  (7)最分回、暴力回開係企業、総会歴もしくはこれらに準ずる者またはその構成(以下総称して反社会的勢力)という)ではないこと。
  (2)自らの発の運業を終めまるな計画、取締役、勢行役またはこれらに準ずる者をいう)が存社会的勢 (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢

  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

- (4)本契約が終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしな
- (4) 本条約が終了9 のまで20間に、目もまだは第二者を利用して、この契約に関して次の行為をしな いこと。 ① Zに対する脅迫的な言動または振力を用いる行為 ② 風計または威力を用いて乙業務を妨害し、または乙の信用を登損する行為 (5)自らまたは第三者をして本物件(共有部分含)を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供
- (6)反社会的勢力の居住や出入りをさせず、反社会的勢力が居住・使用していることを感知させる名
- 称や看板、代紋・提灯等を物件に表示行為をしないこと。 2. 前項に反する行為が判明したり、事実が該当した場合には、乙は、何らの催告を要せずして、この本契
- 2. 刑項に戻する行為が刊明したり。事実が該当した場合には、乙は、何らの催告を要せずして、この本契約を解除し、未契約に置づく地の義務を免れるものとします。
  3. 前項の規定によりこの契約が解除されたことによって、甲が損害を受けた場合も、乙は何ら損害賠償裁務は負わないものとし、甲は乙に対し何ら一切の請求(保証料並びに資料等の返還を含む)を行わないものとします。
  4. 本条のいずれかの規定の適用により、乙が損害を被った場合、甲はこれを賠償しなければするものとします。

## 第22条(契約の解除)

- 第22条(契約の解除)
  次の各号に該当した場合、こは甲に対し本契約を解除することができます。
  (1)物件所有者(質質人)との賃貸借契約・一括賃貸借契約(マスターリース契約)・サブリース契約等に
  より賃貸人となった転貸人と物件所有者との間で争いがあり、双方から賃貸利等の送金先の明確な合 類がたけず、賃債機者が不無知となった場合、よお、こが甲りら買料等を残かっている場合は乙の 判断で甲に賃料等を返金できるものとし、乙は一切の責を負いません。
  (2)賃貸人(物件所有者及り物件所有者との賃貸借契約・一括賃貸借契約(マスターリース契約)・サブ リース契約時により賃貸人となっている場合を含む。との賃貸管要を採約等を理由に、賃貸人の 代理人の立場を主張する個人や法人(賃貸管理会社を主張する個人や法人)が2名(社)以上現れ、 双方から賃料の送金先の明確な合意が取れない場合、なお、こが甲から賃料等を預かっている場合 は2の判断で賃借人に乗用等を返金できるものとし、乙は一切の責金負いません。
  (3)賃貸人が死亡し、本物件に関しての根据が円滑に行われなかた場合。 (4)その他、乙と、賃貸人もしく任何製人との保証契約が解除となり、を契約の継続が困難となった場
- (4)その他、こと、賃貸人もしくは代理人との保証契約が解除となり、本契約の継続が困難となった場
- 合. 第23条(その他事項)

ものとします。 第24条(合意管轄裁判所) 本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を 管轄する地方裁判所または龍易裁判所を以って管轄裁判所とします。

第25条(相談窓口) 第23米(相談総合) 本契約に関するご相談は下記の窓口までお願いします。

- 【クレジットカード利用時における注意事項】 1. 資料等及び保証料等のご請求について クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします。
- 2.ご登録のクレジットカード利用不能時のお取扱いについて
- クレジットカード利用上限額を超えた場合や、クレジットカードの有効期限が切れ、かつ乙のホームペ フレンカン 「その日本の後に超えた。場合に、フレンフ・トン・フルンカン・フィーン・ファンカー・ファンカ
- ※□座痛器において、約定日「毎月27日(金融機関が休業日の場合は受営業日)」に引落しができず、 再請求した場合には再請求事務手数料660円(税込)が発生します。
  ※クレジットカード利用不能の事由が解消された場合、その次月以降はクレジットカード決済となりま
- ッ。 ※「リボ払い」で支払う場合、リボ払い手数料がかかることがあります。
- ※クレジットカード決済から口座振替に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落しされる
- ことがあります。

- 【家財保険に関する特約条項 ※住居用(保険付)ブランのみ】 1.本特約は、「家財保険」付帯ブランにのみ適用されます。 2.乙は家財保険(以下「本家財保険)という)の補償を甲に無料で提供します。 3.本家財保険は、大事家財保険という)の補償を甲に無料で提供します。 3.本家財保険は大事家財保険の特別として借家、社協賃賃任補償・優人賠償賃任補償・修理費用補償を付 帯します。なお、詳細(補償内容等)については、本サービス申込時に提示するパンフレットまたは家財
- 総合保険普通保険約款記載の内容とします。 4.本家財保険の補信内容等については、自然災害の状況等により変更される場合があります
- ・素材保険と期間は13日では、100円によりません。 ・素材保険を提供している提携保険を社の事業総統が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、家材保険の内容が変更・廃止されることがあります。

- 【各付帯サービスに関する特約条項】

  1. 本特約は、シニア向け総合見守りサービス[まごころ]・近隣トラブル解決支援サービス
  [mamorocca]・豪電の安心サポート修理サービス[Syu-ritt]等の各種付帯サービスが設定され
  ている場合に、付帯されている各サービスに対して適用されます。

  2. 乙は各種付帯サービスを甲に無料で提供します。

  3.付帯サービスの詳細(サービス内容及び利用規約等)については、別途提示するパンフレットに配載す
- るものとします。
- 4.付帯サービス提携事業者の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難 となった場合は、同サービスの内容が変更・廃止されることがあります。

# 個人情報の取扱に関する同意条項

- 第1条(個人情報の収集(保有・利用)

  1. 賃貸保証券託契約(その申込を含む。以下「本契約」という)の申込者(契約者も含む。以下「甲」という)は、本契約を含む株式会社いえらぶパートナーズ(以下[乙]という)との取引の与信判師及び取引 管理(修定さな)のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を乙が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
  (1)本契約に関し、賃貸保証券託契約書、入間中込書、賃貸借契約書等に甲が記載した申込者の氏名、性別・年齢、生年月16日、住所、電話書号、勤務允、勤務允・電話書号、表集構成、住居状次、e-mailアドレス、その他入居中込書の記載が容により乙が到り得た申込者本人の情報
  (2) 11時日報時化の声を出、物化と、領針、軟金、その他の形容的各位性、資料を料めに加工る 74世紀年間

- e・mall/ドレス・その他と、母呼込者の必然内容によりどが取り場た。中込者本人の情報 (2) 両貨情解的介充性。 熱件名、資料、敷金、その他の契約条件。 質問程数に関する詳細情報 (3) 本契約に付施して乙が知り得た、申込者、同居予定者、緊急連絡先、連帯保証人等の必要情報 (4) 乙が必要と認め、乙の求めにより甲から提出された、本人確認資料類に記載された情報 (5) 本契約締結後の月々の返済状況等の取引情報 (6) お問合せまたは連絡した陽等の会話の記録情報 (7) 本契約に関する契約後の管理のため、乙が必要と認めて取得した申込者等の住民票等に記載された機器
- れた情報 (8)官報や電話帳等一般に公開されている情報 2.本契約に基づき、乙によって甲に対して保証債務が履行された場合、乙が個人情報の保護措置を講じ
- た上で、前項により収集した個人情報を、求領機構の管理業務のために保有・利用します。 3. 乙が本契約に関する契約後の管理業務等の一部(コンピューター事系) 督促業務、代金決済事務及び これらに付請する委務)をこの要託允全限に受託する場合に、乙が個人情報の保護措置を開じた。 で、1項により収集した個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用

で、1項により収集した個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 第2条(個人機能の利用) 甲は、乙が以下の目的のために第1条1項(1)の個人情報を利用することに同意します。 (1)この事業における新語感情報のお知らは、関連するアフターサービス (2)この事業における市協問者、商品開発 (3)この事業における電店場・印刷物の送付等の営業案内 (4)分部から受託した乙以外の宣に物・印刷物の送付等 第3条(東質機解保証情報取扱機関への登録・利用) 1. 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家 賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合にこがそ

れを利用することに同意します。 2.甲は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機 関に以下の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃

料等の支払能力に関する調査のために利用され	1ることに同意します。					
登録情報	登録期間					
氏名、生年月日、住所、 電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間					
本契約に関する申込みをした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に 照会した日から6か月					
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後 債務がなくなってから5年間					

- 3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。 (1)甲の氏名、住所、生年月日、電話番号、月額賃料 (2)甲の月額賃料、債務の支払を延滞した事実 (3)甲・乙間または甲・賃貸入間の保争事実
- 第4条(提携先及び個人信用情報への利用の同意) 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合に はそれを利用することに同意します。
- 第5条(個人情報の提供・開示等の同意)
  1 中は、乙が各無会の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。
  2 中は、本契約が本契約の目的物件に関する中と異質人との資資借契約に立脚しているため、乙が以下の(1)の第三者に対して、(2)距離の本契約に関する中の情報を、契めがあった場合には、合理的な範囲で電話・郵送、メール等の方法により提供することに同意します。

第5条(個人情報の提供・開示等の同音)

- (1)第三者の範囲 ①目的物件の所有者(新所有者含)
- ②目的物件の賃貸人(新賃貸人含) ③目的物件の管理業務を受託する会社 4日的物件の資産運用会社

- ①本契約の内容
- ②本契約の履行状況
- ①本契約の耐け状況
   ③本契約の耐止対応
   ③本契約の申込結の需置結果
   ③・甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託(含む、債権譲退)をする場合、新1条により取得した個人情報を債権回収会社に膨送・メール等の方法により提供することに同意します。
   4.甲は、乙が提携する保険会社、保険取扱代理店、及びその他各種付帯サービスを提供している事業者
- に、第1条により取得した個人情報を電磁的方法により提供することに同意します。 5. 甲は、乙が本契約の緊急連絡先等に連絡をする際、契約照合及び状況説明のために、当該緊急連絡 先等に本条2項(2)の内容を電話·郵送·メール等の方法により開示することに同意します。

# 第6条(個人情報取扱いの委託)

第6条(個人情報取扱いの菱託)

中は、乙の事業を整上、未実現記載の利用目的の範囲に関って個人情報を外部に委託することに同意します。この場合、乙は、個人情報保護水準の高い委託先を選定し、個人情報の適正管理・機密保持についての契約を交わし、適切な管理を実施します。
第7条(個人情報の開示・打正・通池・削除)

中は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよう請求することができるものとします(この指示により情報内管が工能・または誤りてあることが判明した場合には、乙はこの処果に基づいて迷やかにその打正、追加または削除に応じるものとします)。

- 第8条(本同意条項に不同意の場合) 1.甲が本件委託契約において必要な記載事項(入居申込書(保証申込書)、保証委託契約書で記載すべ き事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認できない場合は、乙 は本件委託契約を拒否する場合があるものとします。ただし、本条項の第2条に同意しない場合は、こ
- は本件委託契約を拒否する場合があるものとします。ただし、本条項の第2条に同意しない場合は、これを理由にこか件書託契約を指否することは、ないものとします。

  2. 賃貸人またはその代理人が、別途(保証的款)に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、こはこれを理由に本契約を拒否する場合があります。

  第9条(間合と知及び個人情報保護管理者)

  個人情報の開示・訂正・追加・剔除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとし

ムッ。 社 名:株式会社いえらぶパートナーズ 住 所:〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階 電話番号:03-6240-3390

個人情報保護管理者:代表取締役計長

# 信用情報の取扱に関する同意書

本申込・契約に係る個人情報・法人情報(以下、「個人情報等」という)の提供、登録、使用及び電話接続状 況履歴の取得に関する同意内容は以下のとおりです。

# 1. (個人情報等の使用)

(個人情報等の使用) 当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、(加盟先機関)という)及び加盟先機関と提携する信用 情報機関(以下、促選鉄機関)という)に契約者及び保証人(申込者及び保証人予定者を含む。以下同 い)の個人情報等が登載されている場合には、当該個人情報等の提供を受け、返済または支払能力を 調査する目的のみに使用します。

調宜す 9 GB190のトに使用します。 **2.(個人情報等の個用情報機関への提供)** 当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報等(本人を特定するための情報。氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等を 指す)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という)、契約内容に関する情報

(契約の種類、契約日、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、 延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申 立、債権譲渡等)を、加盟先機関に提供します。

## 3. (個人情報等の登録)

へ回入時報号の、当該申込情報の登録期間は昭会日から6か月以内です。また、当該個人情報等のう 加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は網会日から6か月以内です。また、当該個人情報等のう ち、本人を持定するため内情報については契約798、返末状況まに取引事実に関する情報、 が自然が登録されている期間、契約内容に関する情報、返流状況に関する情報、取引事実に関する情報 の登録期間は契約世極中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については 当該事業の発生日から1年以内)です。 4.(個人情報等の他会員への提供) 加盟先機関队と一該申込情報並びに当該個人情報等を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供 します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済または支払能力を調査する目的 のおに毎日、2000年

のみに使用します。 5. (当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関) 当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のと

のりとす。 <当社が加盟する信用情報機関>

<当社力加盟する信用情報機関) 株式会社日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp <当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関> 全国銀行風、信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/ 株式会社シーアイシー https://www.cic.co.jp/ 関示等の手続きについて 契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に 設いは本と場合の力工、脚路等の由かる https://www.cic.co.jp/ は別は本と場合の力工、脚路等の由かる https://www.cic.co.jp/ 誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことがで

2024.07